

令和4年2月18日
山形県新型コロナウイルス
感染症に係る危機対策本部

事業者各位

山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部
本部長 吉村 美栄子

再拡大（リバウンド）防止特別対策期間について（依頼）

日頃から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、感染力が極めて強いオミクロン株による感染拡大を防止するため、1月27日からまん延防止等重点措置を実施してまいりました。その後、県民の皆様、事業者の皆様等の御協力により、県内の新規陽性者数は減少傾向となりましたので、県内の感染状況を総合的に判断し、2月20日をもって本県のまん延防止等重点措置を終了することといたしました。

なお、重点措置終了後も、感染状況の改善傾向を確かなものにするため、引き続き感染防止の取組が必要と考えられますので、2月21日（月）から3月6日（日）までを「再拡大（リバウンド）防止特別対策期間」と設定し、県内全域で感染の再拡大（リバウンド）を防止する取組を進めていくことといたしました。

つきましては、同期間において、県民の皆様、事業者の皆様へ別添のとおり要請を行いますので、趣旨を御理解のうえ、感染拡大防止に御協力くださいますようお願い申し上げます。